1 福井県過疎地域持続的発展方針の策定趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、本県の過疎地域の持続的発展に向けた施策の指針として、また、過疎地域および特定市町村の過疎計画の指針として策定 (方針の期間:令和3年度 ~ 令和7年度) (本方針に基づき、県過疎計画および市町過疎計画を年内に策定(市町過疎計画は市町議会の議決が必要))

2 県内の過疎地域および特定市町村

【全部過疎】大野市、池田町、南越前町

【一部過疎】越前町(旧越前町)

【特定市町村※】福井市(旧美山町、旧越廼村)、おおい町(旧名田庄村) ※新法で卒業団体となるが、経過措置期間(6年間)のみ過疎地城扱い

3 新過疎法による支援措置

〇財政支援

〇税制上の優遇

【過疎債】充当率100%、交付税措置率70% 旧法に同じ

国税・地方税における、減価償却・課税免除の対象に情報サービス業等を追加

【国庫補助嵩上げ】1/2 → 5.5/10 旧法に同じ

地方税の減収補填措置 旧法に同じ

4 福井県過疎地域持続的発展方針の概要 (案)

基本方針	若い人が集い、活躍できる地域 (関連する施策:①,②,⑥,⑧)	ふるさとのしごとを次代につなぐ地域 (関連する施策:②,⑪)	いつまでも安心して暮らせる地域 (関連する施策: ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧)	みんながつながり合える地域 (関連する施策:①,⑨,⑩,⑪)
	計 若い世代を中心とした人口の流出が続く中で、都市部の若い世代に向けた移住施策による人の流れづくりや、地域活性化に向けた活動の支援など、地域内外の人が関わりながら力を発揮できる施策を推進	過疎地域の豊かな自然や食などを活かしたふるさとの仕事を、次代に引き継いでいくため、農林水産業の即戦力となる担い手育成や、地域資源を活かした観光の振興や多様な企業の誘致など、持続ある産業に向けた施策を推進	生活に欠かせない基幹道路の整備や老朽 化施設の長寿命化対策、高速通信網の整備、 公共交通機関の維持、子育て世代や高齢者 を支える人材の確保など、いつまでも安心 して暮らせる施策を推進	集落の生活機能等の維持が困難になりつつある中、地域を支える人材の確保や新たな共助の仕組みづくり、地域住民の活動拠点の形成など、地域の「人」「場所」「資源」を活用し、持続的につながり合える施策を推進

① 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

- ・県外大学生や子育て世代のU・Iターン促進
- ・都市部の学生や社会人と地域の交流による関係人口の拡大
- ・地域に貢献する若者や女性、NPO団体などの活動を応援

② 産業の振興

- ・農林水産カレッジと県立大学の連携による農林水産業の担い手育成
- ・産業団地の整備への支援や多様な企業の誘致などによる産業集積
- ・地域の観光プレイヤーの育成や地域の自然や食を体験できる宿泊施設の整備

主な施策

③ 地域における情報化

- ・未整備区域における光ファイバー網の整備
- ・行政サービスにおける電子申請システムの活用拡大などによるDXの推進

④ 交通施設の整備、交通手段の確保

- ・基幹道路の整備(国道365号、坂本高浜線など)や橋梁などの長寿命化対策
- ・路線バス等の運行経費支援や除雪の効率化に向けたオペレーターの技能力向上

⑤ 生活環境の整備

- 簡易水道や下水道の施設更新と長寿命化対策
- ・災害時における高齢者や障がい者の避難体制の整備

⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上および増進

- ・マッチングシステムの運用による結婚支援の推進
- ・多子世帯への保育料無償化や保育人材の確保
- ・在宅高齢者への医療・介護サービスの強化と地域住民による生活支援

⑦ 医療の確保

- ・ドクターヘリの活用などによる救急医療体制の充実
- ・診療所の設備更新や巡回診療における特定診療科の拡充

⑧ 教育の振興

- ・タブレットの活用等による、一人ひとりの能力に応じた学習の推進
- ・スクールバスの導入など遠距離学生のための交通手段の確保

⑨ 集落の整備

- ・地域をサポートする地域おこし協力隊や集落支援員の活用支援
- ・地域住民による地域課題の解決に向けた地域運営組織の形成や取組みへの支援

⑩ 地域文化の振興

・伝統行事や芸術・文化活動、文化財の修理や整備への支援

① 再生可能エネルギーの利用推進

・脱炭素化に向けた、小水力発電や太陽光発電、木質バイオマスなどの導入拡大

